

## 放置自転車等対策推進税条例の施行について

### 1. 総務大臣意見書に基づく協力要請

大臣意見書を尊重し、区長が各社を訪問して課税を一年遅らせ平成18年度からとする旨を説明するとともに、放置自転車問題への理解と対策協議会への協力を要請

(平成16年) 11月24日 JR東日本(副社長)  
12月20日 西武鉄道(常務取締役)、東京メトロ(代表取締役専務)  
(平成17年) 1月19日 東武鉄道(常務取締役)、都交通局(局長)

### 2. 施行規則等の概要

#### (1) 施行期日を定める規則(別紙1)

平成18年度から課税する場合、課税標準が平成17年度の乗車人員実績となることから条例の施行期日を平成17年4月1日とすることを規定

#### (2) 条例施行規則(別紙2)

条例の施行について必要な事項を規定

第3条 課税標準;課税標準数の算出方法について規定

第4条 帳簿;備え付け帳簿について規定

第5条 減免;減免額算定方法、その他事項の項目、申請手続き等を規定

第6条 様式;申告書、納付書、更正・決定等通知、減免申請書等の様式を規定

附則 規則施行日;平成17年4月1日

### 3. 平成18年度課税までの日程

平成17年

3月 鉄道事業者の担当者に対し、本税事務手続等について説明

4月1日 条例施行

↳ (自転車等駐車対策協議会における協議継続)

平成18年

3月 (自転車等駐車対策協議会より答申)

5月 (自転車等の駐車対策に関する総合計画を策定)

10月 平成18年度放置自転車等対策推進税 申告月

平成19年

1月末 平成18年度放置自転車等対策推進税 納付期限

豊島区放置自転車等対策推進税条例の施行期日を定める規則(案)

豊島区放置自転車等対策推進税条例(平成十五年豊島区条例第四十五号)の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

## 豊島区放置自転車等対策推進税条例施行規則(案)

## (趣旨)

第一条 この規則は、豊島区放置自転車等対策推進税条例(平成十五年豊島区条例第四十五号。以下「条例」という。)第七条第一項、第八条第二項、第十一条、第十三条、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

## (用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

## (課税標準数の算出方法)

第三条 条例第七条第一項に規定する課税標準数は、鉄道事業等報告規則(昭和六十二年運輸省令第九号)第二条第一項に規定する鉄道事業実績報告書の輸送人員の算出方法を基本に、区内における各駅旅客発着通過人員を示す数値のうち乗車人員を合計して算出する。

## (帳簿等)

第四条 条例第十三条に規定する帳簿(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)には、第六条第一項第一号に定める放置自転車等対策推進税申告書に添付する付表に記載すべき区内における各駅旅客発着人員に関する数値を記録しなければならない。

## (放置自転車等対策推進税の減免)

第五条 条例第十四条第一項第一号に該当する者に対する放置自転車等対策推進税については、前年度における当該自転車等駐車場の自転車等の収容台数(レンタサイクル事業を実施している場合は、レンタサイクル自転車の台数を収容台数とみなす。)一台につき四万円を乗じて得た額に当該前年度の総日数に対する当該自転車等駐車場の開設日数の割合を乗じて得た額(当該金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を百円に切り上げるものとする。)を減免する。

2 条例第十四条第一項第二号に該当する者に対する放置自転車等対策推

進税については、前年度における当該提供用地の面積(その面積に一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を一平方メートルに切り上げるものとする。)一平方メートルにつき一万二千円を乗じて得た額に当該前年度の総日数に対する当該提供用地の提供日数の割合を乗じて得た額(当該金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を百円に切り上げるものとする。)を減免する。

- 3 条例第十四条第一項第三号に規定する区長が認める者は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に対する放置自転車等対策推進税については、それぞれ当該各号に定める額を上限として、区長が前年度における放置自転車等対策に対する特別の寄与の程度を斟酌して定めた額を減免する。
  - 一 区内に所在する鉄道駅周辺において、専ら鉄道利用客のために自転車等駐車を第三者に委託して整備し、かつ、運営する者 第一項に定める算出方法により算出して得た額
  - 二 自転車等駐車用地又は撤去自転車の保管用地等として使用できる土地を、豊島区が算定する適正な価額よりも特に低廉な価額で豊島区に提供する者 前項に定める算出方法により算出して得た額
  - 三 豊島区が実施する放置自転車等の整理、撤去又は保管に係る対策事業に対して、自らの負担により恒常的に人員を派遣する者 当該派遣人員の  
人件費相当額
- 4 前項各号の規定により放置自転車等対策推進税の減免を受けようとする者が、前項各号に定める行為に着手する場合は、あらかじめ、その方法、期間等について、区長に協議を申し出なければならない。
- 5 放置自転車等対策推進税の減免を受けようとする者は、条例第七条第一項に定める申告書の提出期限までに、第六条第一項第六号に定める放置自転車等対策推進税減免申請書に減免を受ける理由を証する書面を添えて、申請しなければならない。

(申告書等の様式)

第六条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、当該各号に掲げるところによる。

- 一 放置自転車等対策推進税申告書(条例第七条第一項の申告書) 別記  
第一号様式
- 二 放置自転車等対策推進税納付書 別記第二号様式
- 三 放置自転車等対策推進税修正申告書(条例第八条第二項の修正申告

書) 別記第三号様式

- 四 納入通知書(条例第九条第三項の納入通知書) 豊島区特別区税条例施行規則(昭和四十年豊島区規則第五号)第十四条に定める別記第六十二号様式
  - 五 放置自転車等対策推進税更正・決定等通知書(条例第十一条の通知書) 別記第四号様式
  - 六 放置自転車等対策推進税減免申請書(条例第十四条第二項の申請書) 別記第五号様式
  - 七 放置自転車等対策推進税減免決定通知書(条例第十四条第三項の規定による通知書) 別記第六号様式
  - 八 放置自転車等対策推進税減免不承認決定通知書 別記第七号様式
  - 九 放置自転車等対策推進税督促状(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百三十三条の二十二第一項の督促状) 別記第八号様式
  - 十 放置自転車等対策推進税更正請求書(地方税法第二十条の九の三第一項及び第二項の規定による更正請求書) 別記第九号様式
2. 前項に定めるもののほか、区長は、放置自転車等対策推進税の賦課徴収に係る文書の様式について、豊島区特別区税条例施行規則に定める様式に所要の修正を加え、使用することができる。

(賦課徴収)

第七条 豊島区放置自転車等対策推進税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、豊島区特別区税条例施行規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

放置自転車等対策推進税申告書受付書

受 付 印
-------

放置自転車等対策推進税申告書 ( 年度)

豊島区長

年 月 日提出

豊島区放置自転車等対策推進税条例第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

納 税 義 務 者	所 在 地	
	名称及び代表者氏名	印
	この申告の 担当部署名等	(担当部署名) (電話番号) (担当者名)

路線名 及び 駅 名	駅所在地	前年度 乗車人員 (人)	前年度 ( 年4月～ 年3月) 乗車人員内訳			
			定期外		定期	
			下り発 (人)	上り発 (人)	下り発 (人)	上り発 (人)
計		①				

課税標準 (乗車人員の計) ①	税 率 ②	税額 (円) ①×② ③	納付予定事項 (納付予定日、金融機関・支店名)
人	0.74円		

(注) 1 税額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとする。  
 2 申告書を提出する際には、放置自転車等対策推進税申告書付表を必ず添付すること。  
 3 前年度乗車人員の記載については路線ごとの駅別に記載するものとする。また、内訳欄の数値は、放置自転車等対策推進税申告書付表における当該駅の乗降車人員の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)欄の数値と一致しなければならない。  
 4 本申告に係る税額を既に納付している場合には、その領収書の写しを添付すること。この場合、納付予定事項欄への記載は必要がない。

# 付表

(鉄道事業者名)

年度申告分 (課税標準算定期間；

年4月～

年3月)

単位；人

路線名	区分	定期外				定期		
		下り		上り		下り発	上り発	
		発	着	発	着	(=上り着)	(=下り着)	
線	当該駅の乗降車人員	駅	(ア)		(イ)		(ウ)	(エ)
	他社線との乗り換え人員							
	自社線の乗り継ぎ人員	線						
線	当該駅の乗降車人員	駅	(ア)		(イ)		(ウ)	(エ)
	他社線との乗り換え人員							
	自社線の乗り継ぎ人員	線						
線	当該駅の乗降車人員	駅	(ア)		(イ)		(ウ)	(エ)
	他社線との乗り換え人員							
	自社線の乗り継ぎ人員	線						
線	当該駅の乗降車人員	駅	(ア)		(イ)		(ウ)	(エ)
	他社線との乗り換え人員							
	自社線の乗り継ぎ人員	線						

- (注) 1 本表は放置自転車等対策推進税申告に係る課税標準数の内訳明細として、放置自転車等対策推進税申告書に添付すること。  
 2 本表当該駅の乗降車人員中(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)欄の発人員数値は放置自転車等対策推進税申告書の乗車人員内訳欄数値と一致すること。  
 3 本表に記載する数値は、鉄道事業等報告規則(昭和62年2月20日運輸省令第9号)第2条第1項に規定する鉄道事業実績報告書の輸送人員の算出方法を基本に、国土交通省に提出し公表される、大都市交通圏都市交通現況の調査における各駅旅客発着通過状況の人員算出方法による。  
 4 当該駅の乗降車人員における「発」人員は当該駅から乗車する人員、「着」人員は当該駅で降車する人員。  
 5 他社線との乗り換え人員における「発」人員は他社線からの乗り換え人員、「着」人員は他社線へ乗り換える人員。  
 6 定期客は往復するものとして、上りと下りの「着」欄は設けず、「下り発」は「上り着」と、「上り発」は「下り着」と同一数値とする。  
 7 自社線の乗り継ぎ人員における「発」人員は自社の他の路線から乗り継ぐ人員、「着」人員は自社の他の路線へ乗り継ぐ人員。  
 8 他社線との乗り換え人員は、連絡乗車券を購入している乗客数を計上し、連絡乗車券を購入しない乗客は当該駅の乗降車人員に計上。

整理No 豊島区 領収証書 28  
 郵便振替口座 00140-6-960028  
 加入者 豊島区収入役  
 自治体コード 131164 節コード  
 年度 会計 一般会計  
 款 特別区税 項 放置自転車等対策推進税  
 目 放置自転車等対策推進税 節  
 金額 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
 納付者 住所・所在地 氏名又は名称  
 申告区分 申告 修正申告 更正・決定  
 金額内訳  

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額									
延滞金									
過少申告加算金									
不申告加算金									
重加算金									
合計額									

 備考；  
 納期限 年 月 日  
 上記の金額を領収しました。 領収日付印  
 主管課名 総務部税務課 課コード 012  
 (納税者保管)

整理No 豊島区 納付書兼 納付済通知書 28  
 郵便振替口座 00140-6-960028  
 加入者 豊島区収入役  
 自治体コード 131164 節コード  
 年度 会計 一般会計  
 款 特別区税 項 放置自転車等対策推進税  
 目 放置自転車等対策推進税 節  
 金額 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
 納付者 住所・所在地 氏名又は名称  
 申告区分 申告 修正申告 更正・決定  
 金額内訳  

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額									
延滞金									
過少申告加算金									
不申告加算金									
重加算金									
合計額									

 備考；  
 納期限 年 月 日  
 上記の金額を納付します。 領収日付印  
 納付場所  
 豊島区指定金融機関  
 (区役所派出所を含む)  
 東京都特別区公金収納取扱店  
 東京都、山梨県及び関東各県所在  
 の郵便局  
 豊島区金銭出納員  
 取りまとめ局 〒330-9794 東京貯金事務センター  
 主管課名 総務部税務課 課コード 012  
 (主管課保管)

整理No 豊島区 原符 28 (別記第2号様式)  
 郵便振替口座 00140-6-960028  
 加入者 豊島区収入役  
 自治体コード 131164 節コード  
 年度 会計 一般会計  
 款 特別区税 項 放置自転車等対策推進税  
 目 放置自転車等対策推進税 節  
 金額 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
 納付者 住所・所在地 氏名又は名称  
 申告区分 申告 修正申告 更正・決定  
 金額内訳  

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額									
延滞金									
過少申告加算金									
不申告加算金									
重加算金									
合計額									

 備考；  
 納期限 年 月 日  
 備考 領収日付印  

口数	口
日計	金額 億 千 百 十 万 千 百 十 円

 主管課名 総務部税務課 課コード 012  
 (金融機関又は郵便局保管)



放置自転車等対策推進税修正申告書受付書

修正申告用

受付印

放置自転車等対策推進税修正申告書 ( 年度)

豊島区長

年 月 日提出

豊島区放置自転車等対策推進税条例第8条第2項の規定に基づき、 年 月 日に  
申告した 年度の放置自転車等対策推進税について下記のとおり修正申告します。

納税義務者	所在地	
	名称及び代表者氏名	印
	この申告の 担当部課名等	(担当部署名) (電話番号) (担当者名)

路線名 及び 駅名	駅所在地	前年度 乗車人員 (人)	前年度 ( 年4月～ 年3月) 乗車人員内訳			
			定期外		定期	
			下り発 (人)	上り発 (人)	下り発 (人)	上り発 (人)
計		①				

区分	課税標準 (乗車人員の計) ①	税率 ②	税額 (円) ①×② ③	減免申請額 又は決定額 (円) ④	納付額 (円) ③-④ ⑤	差引増差 納付年月日
修正申告 (A)	人	0.74円				
既確定分 (B)	人	0.74円				
差引増差 (A-B)	人					年 月 日

(注) 1 税額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとする。  
 2 この修正申告書を提出する際には当初提出した「放置自転車等対策推進税申告書付表」を修正のうえ必ず添付すること。  
 3 前年度乗車人員の記載については路線ごとの駅別に記載するものとする。また、内訳欄の数値は、修正した放置自転車等対策推進税申告書付表における当該駅の乗降車人員の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)欄の数値と一致しなければならない。  
 4 減免額については、申請中の場合は申請額を、決定通知を受けている場合には決定額を記載すること。

# 放置自転車等対策推進税 更正・決定等 通知書

年 月 日

納税義務者  
(所在地)

(名称及び代表者氏名)

様

豊島区長

印

放置自転車等対策推進税の 課税標準・税額・加算金額・重加算金額 を下記のとおり 更正・決定したので、豊島区放置自転車等対策推進税条例第11条の規定に基づき通知します。この通知書によって納付すべき金額は、 年 月 日までに納付して下さい。

なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%を上限として、毎年その前年の11月30日を経過する時における公定歩合に、年4%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額を延滞金として加算します。この場合における年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合です。

申告区分等	年度放置自転車等対策推進税 (課税標準算定期間 年4月～ 年3月)		
	既確定分の申告区分; 年 月 日 申告・修正申告・更正・決定 分		

区 分	既に確定した分	更正・決定分	差引増減
課税標準額 ①	人	人	人
税額 (①×税率) ②	円	円	円
減免額 ③	円	円	円
差引額 (②-③) ④	円	円	円

差引不足税額 ⑥	(ア) 円
----------	-------

加算金等計算欄	既に確定した分	更正・決定分	差引増減
基礎となる税額	円	円	円
過少申告加算金⑦	円	円	円
不申告加算金 ⑧	円	円	円
重加算金 ⑨	円	円	円
計 (⑦+⑧+⑨)	円	円	円 (イ)

合計金額(ア) + (イ)	円
---------------	---

更正・決定等の理由	
-----------	--

※この処分について不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に区長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として(区長が被告の代表者になります。)提起しなければならないこととされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から、1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

受 付 印

## 放置自転車等対策推進税 減免申請書

豊島区長

年 月 日提出

納 税 義 務 者	所 在 地		
	名称及び代表者氏名	印	
	この申請の 担当部署名等	(担当部署名) (担当者名)	(電話番号)

豊島区放置自転車等対策推進税条例第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり放置自転車等対策推進税の減免を申請します。

申請区分	年度 放置自転車等対策推進税 (申告年月日; 年 月 日)
------	-------------------------------

## 1. 条例第14条第1項第1号関係

駅名	自転車等駐車場所在地	収容台数 ① 合	前年度施設 開設日数 ② 日	減免申請額 ①×4万円× ②/年度総日数 円	備 考
計					

- (注) 1 レンタサイクル事業を実施している場合の収容台数欄にはレンタサイクル台数を記載し、備考欄にその旨を記載すること。  
 2 減免申請した各施設については、平面図等の施設の概要がわかる資料を添付すること。  
 3 年度途中で施設の新規開設又は廃止があった場合は、備考欄に開設年月日又は廃止年月日を明記すること。  
 4 減免申請額の算出において百円未満の端数が生じた場合は、その端数を百円に切り上げるものとする。

## 2. 条例第14条第1項第2号関係

駅名	提供用地所在地	用地面積 ③ ㎡	前年度用地 提供日数 ④ 日	減免申請額 ③×1万2千円× ④/年度総日数 円	備 考
計					

- (注) 1 用地面積欄は提供用地の面積を記載し、面積に1㎡未満の端数がある場合は、その端数を1㎡に切り上げるものとする。  
 2 年度途中で用地提供の新規契約又は契約終了があった場合は、備考欄にその提供開始年月日、終了年月日を明記すること。  
 3 減免申請額の算出において百円未満の端数が生じた場合は、その端数を百円に切り上げるものとする。

## 3. 条例第14条第1項第3号関係

(1) 減免申請事由・理由	
(2) 事前協議申出年月日	減免申請額 円

(注) 記載欄が不足する場合は別紙記載とし、申請理由・内容を証する資料を必ず添付すること。

# 放置自転車等対策推進税 減免決定通知書

納税義務者  
(所在地)

(名称及び代表者氏名)

様 豊島区長

印

年 月 日付で申請のあった放置自転車等対策推進税の減免申請については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、豊島区放置自転車等対策推進税条例第14条第3項の規定に基づき通知します。

申請区分	年度 放置自転車等対策推進税 (申告年月日)	年 月 日
------	------------------------	-------

### 1. 条例第14条第1項第1号関係減免額

駅名	自転車等駐車場所在地	収容台数	前年度施設 開設日数	減免額 ①×4万円× ②/年度総日数	備考
		① 台	② 日	円	
計					

### 2. 条例第14条第1項第2号関係減免額

駅名	提供用地所在地	用地面積	前年度用地 提供日数	減免額 ③×1万2千円× ④/年度総日数	備考
		③ ㎡	④ 日	円	
計					

### 3. 条例第14条第1項第3号関係減免額

減免申請事由	
減免額	円

### 4. 減免額及び減免後税額

税額 (年 月 日申告)	減免額計 (1号+2号+3号) 注) 税額を上回る場合は税額相当分	減免後税額
円	円	円

※この処分について不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に区長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として(区長が被告の代表者になります。)提起しなければならないこととされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から、1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

## 放置自転車等対策推進税 減免不承認決定通知書

納税義務者  
(所在地)

(名称及び代表者氏名)

様 豊島区長

印

年 月 日付で申請のあった放置自転車等対策推進税の減免申請については、審査の結果、下記の理由により不承認となりましたので、豊島区放置自転車等対策推進税条例第14条第3項の規定に基づき通知します。

申請区分	年度 放置自転車等対策推進税 (申告年月日)	年 月 日
------	------------------------	-------

### 記

[理 由]

※この処分について不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に区長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として(区長が被告の代表者になります。)提起しなければならないこととされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から、1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

# 放置自転車等対策推進税 督促状

(発付日)

年 月 日

納税義務者  
(所在地)

(名称及び代表者氏名)

様 豊島区長



下記の金額が未納となっていますので、至急、特別区指定金融機関等にお納めください。

納税義務者 名称・代表者氏名	所在地
申告区分等	年度放置自転車等対策推進税(課税標準算定期間: 年4月～ 年3月) 年 月 日 申告・修正申告・更正・決定 分

税 額		円
加算金	過少申告加算金	円
	不申告加算金	円
	重加算金	円
延滞金		地方税法第733条の17又は第733条の20による金額
延滞金の計算	<p>納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ納付・納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%を上限として、毎年その前年の11月30日を経過する時における公定歩合に、年4%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額を延滞金として加算します。この場合における年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合です。</p>	

- (注) 1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに上記の金額を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。  
 2 本状到着前に納付済みのときは、行き違いですので、ご容赦ください。  
 3 この処分について不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に区長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として(区長が被告の代表者になります。)提起しなければならないこととされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から、1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

# 放置自転車等対策推進税 更正請求書

受 付 印

豊島区長

年 月 日提出

地方税法第20条の9の3 第1項・第2項 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

納 税 義 務 者	所 在 地		
	名称及び代表者氏名	印	
	この請求の 担当部署名等	(部署名) (担当者名)	(電話番号)
更正の請求対象 となる申告等区分	年度 年 月 日 申告・修正申告・更正・決定 分		
摘 要	更正の請求前	更正の請求後	
課 税 標 準 等			
税 額 等			
法第20条の9の3第1項 の更正の請求の場合	法定納期限	年 月 日	
法第20条の9の3第2項 の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	年 月 日	
	第2号の更正・決定等のあった日	年 月 日	
	第3号の 政令で定める理由の生じた日	年 月 日	
更正の請求をする理由及び請求するに至った事情の詳細、 その他参考となるべき事項			